

## 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会設置要綱

令和4年7月22日4千環景都発第47号

### (設置)

第1条 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるようにするため、多様な意見を交換して地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成のあり方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて検討する千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、千代田区におけるまちづくりの合意形成のあり方及びまちづくりプラットフォーム、その他必要な事項について検討する。

2 検討会は、前項の規定により検討した結果を千代田区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

### (組織等)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 商工観光事業関係者
- (4) 子育て事業関係者
- (5) 福祉・障害者事業関係者
- (6) 公募区民
- (7) 民間事業者
- (8) 区職員

2 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命された日から前条第2項に規定する区長への報告が完了した日までとする。

### (委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境まちづくり部景観・都市計画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。